

(証券コード 1853)

平成30年6月1日

株 主 各 位

大阪府中央区道修町四丁目5番17号

株式会社 森 組

代表取締役社長 吉 田 裕 司

第85回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第85回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月21日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成30年6月22日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 大阪府北区角田町8番47号
阪急グランドビル 26階（末尾ご案内ご参照） |
| 3. 会議の目的事項 | | |
| 報告事項 | | 第85期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.morigumi.co.jp>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。

◎事業報告および計算書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.morigumi.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

当事業年度におけるわが国経済は、アベノミクスの推進により、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復基調が続いており、海外経済が回復する下で、輸出や生産の持ち直しが続くとともに、個人消費および民間設備投資など民需が改善し、経済の好循環が実現しつつあります。

建設業界におきましては、公共建設投資は底堅く、民間住宅建設投資はやや落ち着きがみられるものの、民間非住宅建設投資につきましては企業の設備投資が緩やかに増加し、全体的に堅調に推移しました。

このような状況下、当社では「安定した事業量の継続的確保」、「安定した利益を生み出す価格競争力」、「継続的な人財育成・活性化」、これらの中長期的戦略を実行することで経営基盤を安定させ、持続的発展の礎を築くことを基本方針として、当事業年度においては「質の高い技術提案による官公庁工事の受注」、「非住宅建築工事の拡充」、「旭化成ホームズ株式会社との協力体制の活用」等の方策により事業量を確保し、収益性の改善に邁進してまいりました。

その結果、当事業年度における工事受注高は31,413百万円（前期比7.1%増）となりました。この工種別内訳は、土木工事53.3%、建築工事46.7%の割合であり、また、発注者別内訳は、官公庁工事52.2%、民間工事47.8%の割合であります。

また、完成工事高は32,395百万円（前期比10.8%増）となり、これに兼業事業売上高2,396百万円を加えた売上高は34,791百万円（前期比11.7%増）となりました。

利益面につきましては、営業利益は2,833百万円（前期比74.3%増）に、経常利益は2,823百万円（前期比77.4%増）となり、税金費用控除後の当期純利益は2,076百万円（前期比78.3%増）となりました。

部門別受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建 設 事 業	土 木	22,967	16,756	17,645	22,078
	建 築	13,068	14,656	14,749	12,975
	計	36,035	31,413	32,395	35,053
兼 業 事 業		—	—	2,396	—
合 計		36,035	31,413	34,791	35,053

(2) 設備投資の状況

当事業年度は特に記載すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当事業年度は特に記載すべき事項はありません。

(4) 財産および損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 82 期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	第 83 期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)	第 84 期 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)	第85期(当事業年度) (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)
受 注 高	31,636	37,987	29,336	31,413
売 上 高	31,044	32,741	31,139	34,791
経 常 利 益	1,243	1,973	1,591	2,823
当 期 純 利 益	1,438	1,335	1,164	2,076
1 株当たり当期純利益	43円91銭	40円78銭	35円57銭	63円40銭
総 資 産	21,524	22,179	22,927	22,916
純 資 産	5,642	6,881	7,996	9,980

(注) 「1株当たり当期純利益」は、期中平均の発行済株式総数より自己株式数を控除して算出しております。

(5) 対処すべき課題

建設業界の今後の見通しにつきましては、公共建設投資、民間建設投資とも、前年度比において同水準になるものと推測されます。

一方、慢性的な建設技術者および技能労働者不足は深刻であり、これらを解決するための生産性向上策や働き方改革への取り組みが喫緊の課題となっております。

このような状況下、平成31年3月期の事業計画値を売上高33,000百万円、営業利益1,710百万円、経常利益1,670百万円、当期純利益1,100百万円に設定いたしました。

この事業計画値を達成するための各事業における施策は次のとおりです。

土木事業におきましては、効率的な管理が可能な事業エリアへ資源を集中させ、他社と差別化可能な、豊富な工事実績やノウハウを保有した事業分野へ注力してまいります。

建築事業におきましては、工事採算を考慮した効率的な人員配置を実行し、より生産性を高めることを目的として、第86期より建築事業本部とリニューアル事業本部を統合いたしました。これにより、分譲マンション工事を主力事業としながら、工場施設、高齢者施設等の非住宅工事およびリノベーション・修繕工事にも注力し、事業ポートフォリオの最適化を目指してまいります。

また、砕石事業におきましては、生瀬砕石所での原価低減を推進し、収益性向上に努めるとともに、建設事業の展開とシナジー効果が期待できる砕石等の取引仲介ビジネスを定着させてまいります。

一方、先に課題としてあげました「働き方改革」は、お客様および協力会社の皆様のご理解とご協力を得ながら、2021年度末に完全週休2日（4週8閉所）実現を目指し、段階的に取り組み、建設業界の将来へ向けた改革を実行してまいります。

また、当社の営む各事業において、労働災害・品質事故等の発生は、安定した企業活動を行っていく上で最大のリスクであると認識しており、その防止対策に店社・現場が一体となり最善を尽くし取り組んでまいります。

さらに、適正な企業倫理を維持するために、コーポレート・ガバナンスを継続的に改善し、不正や不法が発生しない強固な体制を築き、企業価値を高めてまいります。

当社は、これからも『最高の品質と最良のサービスで、お客様の感動を』の経営理念を念頭に、事業に邁進してまいりますので、ご指導ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は建設業法により、特定建設業者「(特-27) 第2404号」として国土交通大臣許可を受け、土木、建築ならびにこれらに関連する事業を行っております。

また、採石法により、採石業者として兵庫県知事「兵庫県第518号」に登録し、碎石、砕砂の採取、売買の事業のほか、宅地建物取引業法により、宅地建物取引業者「(12) 第2241号」として国土交通大臣許可を受け、不動産に関する事業を兼業いたしております。

(8) 主要な営業所等

名 称	所在地	名 称	所在地
本 社 ※	大阪市中央区	中 部 営 業 所	名古屋市中区
大 阪 本 店	//	京 滋 営 業 所	京都市中京区
東 京 本 店	東京都中央区	奈 良 営 業 所	奈良県奈良市
岩 手 営 業 所	岩手県宮古市	阪 神 営 業 所	兵庫県西宮市
東 北 営 業 所	仙台市青葉区	福 岡 営 業 所	福岡市博多区
横 浜 営 業 所	横浜市青葉区	生 瀬 砕 石 所	兵庫県西宮市

(注) ※印は、会社法上の本店の所在地であります。

(9) 使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
362 名	6 名 増	42.0 才	16.6 年

(10) 主要な借入先の状況

(単位：百万円)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 り そ な 銀 行	300
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	200
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	200
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	200
株 式 会 社 み な と 銀 行	100

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で商号を株式会社三菱UFJ銀行に変更いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 120,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 32,800,000株
- (3) 株主数 6,279名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
旭化成ホームズ株式会社	9,911,000株	30.26%
株式会社長谷工コーポレーション	2,624,000株	8.01%
森組取引先持株会	1,774,200株	5.42%
株式会社三井住友銀行	1,290,000株	3.94%
株式会社りそな銀行	1,190,000株	3.63%
株式会社みなと銀行 政策投資口	750,000株	2.29%
株式会社近畿大阪銀行	678,000株	2.07%
有限会社フォーレ	596,000株	1.82%
大和証券株式会社	379,700株	1.16%
日本生命保険相互会社	296,000株	0.90%

(注) 持株比率は自己株式50,267株を控除して算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 当事業年度末日における取締役および監査役

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	吉 田 裕 司	
代 表 取 締 役 専 務 執 行 役 員	平 岡 三 明	経営企画統括 シキボウ株式会社 社外取締役（監査等委員）
取 締 役 常 務 執 行 役 員	川 副 裕 介	土木事業本部長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	中 田 順 次	リニューアル事業本部長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	佐 藤 英 二	建築事業本部長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	水 淵 昭 生	C S R 統括部担当
取 締 役 執 行 役 員	奥 田 匡	建築事業本部 施工・技術担当
取 締 役	中 嶋 規 之	大阪瓦斯株式会社 参与
取 締 役	西 野 實	株式会社長谷工コーポレーション 顧問
常 勤 監 査 役	田 阪 治 樹	
監 査 役	藪 口 隆	弁護士法人御堂筋法律事務所 社員
監 査 役	竹 内 定 夫	ふじ総合法律・会計事務所 パートナー 監査法人はるか 代表社員
監 査 役	富 岡 達	旭化成ホームズ株式会社 理事 経営管理部部長 兼 経営企画室長

- (注) 1. 取締役中嶋規之氏および取締役西野 實氏は、社外取締役であります。
2. 監査役藪口 隆氏、監査役竹内定夫氏および監査役富岡 達氏は、社外監査役であります。
3. 当社は取締役中嶋規之氏、監査役藪口 隆氏および監査役竹内定夫氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 監査役竹内定夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 平成30年3月31日をもって、取締役川副裕介氏、取締役中田順次氏および取締役奥田 匡氏は執行役員ならびに担当職を辞任いたしました。また、監査役富岡 達氏は、平成30年4月1日付で旭化成ホームズ株式会社から旭化成建材株式会社へ異動となりました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社定款に基づき、当社が各社外取締役および各社外監査役と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

社外取締役または社外監査役として職務を行うにつき、当社に対して損害賠償責任を負う場合、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (2名)	85百万円 (9百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	24百万円 (12百万円)
計 (うち社外役員)	12名 (4名)	110百万円 (21百万円)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

なお、使用人兼務取締役の使用人分の支給額は21百万円であります。

2. 監査役の支給人員は、無報酬の社外監査役1名を除いております。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況および兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	当社との 関 係
社 外 取 締 役	中 嶋 規 之	大阪瓦斯株式会社 参与	特別の関係は ありません。
	西 野 實	株式会社長谷工コーポレーション 顧問	大株主、取引先
社 外 監 査 役	藪 口 隆	弁護士法人御堂筋法律事務所 社員	特別の関係は ありません。
	竹 内 定 夫	ふじ総合法律・会計事務所 パートナー 監査法人はるか 代表社員	特別の関係は ありません。
	富 岡 達	旭化成ホームズ株式会社 理事 経営管理部部長 兼 経営企画室長	大株主、取引先

(注) 1. 中嶋規之氏の兼職先であります大阪瓦斯株式会社は当社の取引先であります、当社の当事業年度（第85期）におきましては、同社との取引は無く、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。

2. 富岡 達氏の兼職先であります旭化成ホームズ株式会社と当社は、平成28年5月13日付で建設事業等の分野において、業務提携を締結しております。

②主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社 外 取 締 役	中 嶋 規 之	当事業年度に開催された取締役会6回全てに出席いたしました。他社で長年経営に携わった経験と知見から、疑問点等を明らかにするために適宜質問し意見を述べています。
	西 野 實	当事業年度に開催された取締役会6回のうち5回に出席いたしました。他社で長年経営に携わった経験と知見から、疑問点等を明らかにするために適宜質問し意見を述べています。
社 外 監 査 役	藪 口 隆	当事業年度に開催された取締役会6回全てに、監査役会6回全てに出席いたしました。取締役会では弁護士としての専門的知識を反映して、疑問点等を明らかにするために適宜質問し意見を述べています。また、監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。
	竹 内 定 夫	当事業年度に開催された取締役会6回全てに、監査役会6回全てに出席いたしました。取締役会では公認会計士としての専門的見地から、疑問点等を明らかにするために適宜質問し意見を述べています。また、監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。
	富 岡 達	当事業年度に開催された取締役会6回のうち4回に、監査役会6回のうち4回に出席いたしました。取締役会では豊富な職務経験を通して得た幅広い知見から、疑問点等を明らかにするために適宜質問し意見を述べています。また、監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
②当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について、当事業年度の監査計画における監査時間・配員相当性を検討した上で、前事業年度監査実績・監査報酬、同業他社の監査報酬水準等を参考にして、監査品質を高度に維持するのに問題のない金額と判断し、同意しました。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容（内部統制システム整備に関する基本方針）は以下のとおりであります。

（最終改定 平成29年3月24日）

(1) 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令、定款、規程もしくは企業倫理に反する行為又はその恐れのある事実を速やかに認識し、コンプライアンス経営を確保することを目的として、コンプライアンスに関する研修を実施するとともに、内部通報制度を設ける。内部通報制度においては、通報者に対する不利益な取扱いの禁止を内部通報に関する規程にルール化する。

コンプライアンス経営の確保を脅かす重大な事象が発生した場合、対処方法等を検討する委員会を速やかに設置するとともに、監査役に報告する。

社長直轄の内部監査部門を設置し、規程を整備したうえで、内部監査を実施する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報は、文書の保存・管理に関する規程に従い、適切に保存・管理を行うものとし、監査役はこれらの文書を常時閲覧できる。

文書の保存・管理に関する規程には、重要な文書の保管方法、保存年限などを定めるものとし、その規程を制定・改定する時は、監査役と事前に協議を行う。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

組織横断的なリスクについてはリスク管理担当部署が、各部門所管業務に関するリスクについては各担当部門がそれぞれリスク想定・分析を行うとともに、適時見直しを行う。

不測の事態が発生した場合に、リスク管理担当部署への適切な情報伝達が可能となる体制を整備するとともに、重大なリスクが具現化した場合には、社長を対策委員長とする危機管理委員会を設置して、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整備する。

上記事項を規定するリスク管理に関する規程を制定するとともに、リスク分析やリスク対応の状況については、適時取締役会において報告を行う。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員制度を導入し、経営監督機能と業務執行機能との分離による意思決定の迅速化と経営環境の変化に機動的に対応できる経営体制を確立する。

取締役会に加えて経営会議を設置し、重要な業務執行については、経営会議の審議を経て、取締役会において決定するとともに、その進捗状況及び成果については適時取締役会等に報告する。

業務執行については、業務組織、職務分掌、意思決定制度等においてそれぞれ取締役、執行役員及び使用人の権限と責任の所在及び執行手続の詳細を定めるものとし、重要な業務執行の進捗状況については、適時取締役会に報告する。

業務の効率性と適正性を確保するため、ＩＴ化を推進するとともに、その進捗状況を適宜把握し、その改善を図るよう内部監査部門による内部監査を実施する。

⑤監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性の確保に関する事項

監査役は、内部監査部門所属の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができるものとし、監査役より監査業務に必要な指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、内部監査部門長等の指示を受けないものとする。また、当該業務の評価に関しては監査役と事前に協議を行うものとする。

尚、監査役が必要とした場合には、監査役の職務を補助すべき使用人を別途置くことができるものとし、当該使用人の独立性を確保するため、異動・評価等に関しては、監査役と事前に協議を行うものとする。

⑥取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役が出席する取締役会及び経営会議において法定の事項に加え、内部監査の実施状況並びに、内部通報制度による通報状況及び内容、社内不祥事、法令違反事案のうち重要事項の報告を行うとともに、取締役と監査役が意見交換を行う会議を別途設定する。

意思決定書（稟議書）の回付等を通じて、業務執行の状況につき監査役が必要と認める事項を適時報告する制度を整備する。

⑦監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る事項

監査役又は監査役会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、担当部門での審議において、当該請求に係る費用が監査役又は監査役会の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、これを拒むことができない。

⑧財務報告の信頼性を確保するための体制

取締役会は、財務報告とその内部統制に関し、代表取締役社長を適切に監督する。

代表取締役社長は、本基本方針に基づき、財務報告とその内部統制の構築を行い、その整備・運用を評価する。

(2) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力への対応の徹底、かつコンプライアンスの遵守は、適正な事業活動を継続するうえにおいて不可欠であるとし、反社会的勢力への対応について倫理規則に定め、継続的なコンプライアンス教育を通して、全役職員への徹底を図っている。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンス

「倫理規則」を制定し、全ての役職員が法令及び定款・規定に則って行動するように、社内研修や社内通達を通じて徹底している。また、「内部通報等に関する規程」を制定し、内部通報窓口を設置するとともに、通報者に対する不利益な取扱いの禁止を定め、その旨を社内研修や社内通達を通じて啓蒙している。

(2) リスク管理

「リスク管理規程」を制定し、各担当部門がリスクの想定・分析を行い、その結果を総務人事部が報告書に纏めて取締役へ報告しており、社長直轄の内部監査部門として設置しているＣＳＲ統括部が、リスク管理体制の整備・運用状況を監査し、リスク管理の有効性を評価のうえ、適時取締役へ報告を行っている。また、「危機管理委員会規程」を制定し、重大なリスクが具現化した場合、社長を対策委員長とする危機管理委員会を設置して、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制の整備を行っている。

(3) 財務報告に係る内部統制

「内部監査規程」を制定し、ＣＳＲ統括部が内部監査計画に基づき、内部監査を実施している。ＣＳＲ統括部は、第85期において61件の業務の適正性に係る内部監査と15件の財務報告に係る内部統制の整備・運用テスト及びロールフォワードによる内部監査を実施しており、それらの報告に基づき代表取締役社長は、財務報告とその内部統制の有効性を評価している。

(4) 取締役の職務の執行

取締役及び執行役員の中からメンバーを選定して構成される経営会議を月1回開催しており、重要な業務執行については、経営会議の審議を経て、取締役会において決定している。第85期においては、経営会議12回と取締役会6回（別途、書面決議1回）を開催した。

(5) 監査役の職務の執行

常勤監査役が、経営会議に出席するとともに、稟議書を決裁後に全て確認している。また、監査役は、社外取締役との意見交換を年2回、代表取締役との意見交換を年2回、その他取締役との個別意見交換を年1回行っているほか、ＣＳＲ統括部及び会計監査人と緊密な連携を保っている。

(6) 反社会的勢力排除に対する取組み

倫理規則に反社会的勢力への対応を定めており、社内研修等を通じて、反社会的勢力排除に向けて周知徹底を行っている。新規取引先については、外部調査機関等を用いて情報収集を行い、事前にチェックを行っている。また、取引先との契約においては、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでいる。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。  
また、1株当たり当期純利益および百分率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

# 貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |               | 負 債 の 部         |               |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| 科 目             | 金 額           | 科 目             | 金 額           |
| <b>流動資産</b>     | <b>20,446</b> | <b>流動負債</b>     | <b>12,870</b> |
| 現金預金            | 9,353         | 支払手形            | 3,884         |
| 受取手形            | 34            | 工事・碎石未払金        | 4,983         |
| 完成工事未収入金        | 9,823         | 短期借入金           | 1,100         |
| 売掛金             | 227           | 未払金             | 118           |
| 未成工事支出金         | 16            | 未払法人税等          | 16            |
| 製品・仕掛品          | 7             | 未払消費税等          | 997           |
| 販売用不動産          | 0             | 未成工事受入金         | 1,096         |
| 材料貯蔵品           | 58            | 完成工事補償引当金       | 93            |
| 前払費用            | 46            | 工事損失引当金         | 4             |
| 繰延税金資産          | 270           | 賞与引当金           | 220           |
| 未収入金            | 471           | リース債務           | 27            |
| 未収還付法人税等        | 178           | その他の他           | 328           |
| その他の金           | 49            | <b>固定負債</b>     | <b>66</b>     |
| 貸倒引当金           | △92           | リース債務           | 25            |
| <b>固定資産</b>     | <b>2,470</b>  | 繰延税金負債          | 39            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>1,763</b>  | その他の他           | 0             |
| 建物・構築物          | 676           | <b>負債合計</b>     | <b>12,936</b> |
| 機械・運搬具          | 140           | <b>純資産の部</b>    |               |
| 工具器具・備品         | 52            | 科 目             | 金 額           |
| 土地              | 862           | <b>株主資本</b>     | <b>9,921</b>  |
| リース資産           | 32            | 資本金             | 1,640         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>35</b>     | 資本剰余金           | 202           |
| 電話加入権           | 19            | その他資本剰余金        | 202           |
| 施設利用権           | 0             | 利益剰余金           | 8,083         |
| ソフトウェア          | 13            | 利益準備金           | 19            |
| リース資産           | 2             | その他利益剰余金        | 8,064         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>671</b>    | 繰越利益剰余金         | 8,064         |
| 投資有価証券          | 382           | 自己株式            | △4            |
| 長期貸付金           | 28            | <b>評価・換算差額等</b> | <b>58</b>     |
| 前払年金費用          | 103           | その他有価証券評価差額金    | 58            |
| 長期未収入金          | 5             | <b>純資産合計</b>    | <b>9,980</b>  |
| その他の他           | 164           | <b>負債純資産合計</b>  | <b>22,916</b> |
| 貸倒引当金           | △14           |                 |               |
| <b>資産合計</b>     | <b>22,916</b> |                 |               |

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書 (平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目               | 金      | 額      |
|-------------------|--------|--------|
| 売 上 高             |        |        |
| 完 成 工 事 高         | 32,395 |        |
| 兼 業 事 業 売 上 高     | 2,396  | 34,791 |
| 売 上 原 価           |        |        |
| 完 成 工 事 原 価       | 28,459 |        |
| 兼 業 事 業 売 上 原 価   | 2,129  | 30,588 |
| 売 上 総 利 益         |        |        |
| 完 成 工 事 総 利 益     | 3,936  |        |
| 兼 業 事 業 総 利 益     | 267    | 4,203  |
| 販売費及び一般管理費        |        | 1,370  |
| 営 業 利 益           |        | 2,833  |
| 営 業 外 収 益         |        |        |
| 受 取 利 息           | 0      |        |
| 有 価 証 券 利 息       | 0      |        |
| 受 取 配 当 金         | 5      |        |
| 保 険 配 当 金         | 4      |        |
| 受 取 事 務 手 数 料     | 4      |        |
| 固 定 資 産 売 却 益     | 6      |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 10     |        |
| 雑 収 入             | 6      | 38     |
| 営 業 外 費 用         |        |        |
| 支 払 利 息           | 33     |        |
| 支 払 手 数 料         | 9      |        |
| そ の 他             | 4      | 48     |
| 経 常 利 益           |        | 2,823  |
| 特 別 損 失           |        |        |
| 減 損 損 失           | 794    | 794    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益   |        | 2,028  |
| 法人税、住民税及び事業税      | 29     |        |
| 法 人 税 等 調 整 額     | △77    | △47    |
| 当 期 純 利 益         |        | 2,076  |

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月10日

株式会社 森組  
取締役 会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 林 礼 治 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 弓 削 亜 紀 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社森組の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第85期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門であるCSR統括部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備は認識していない旨の報告を取締役、執行役員等及び有限責任あずさ監査法人から受けております。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月10日

|           |           |
|-----------|-----------|
| 株 式 会 社 森 | 組 監査役会    |
| 常 勤 監 査 役 | 田 阪 治 樹 ㊞ |
| 社 外 監 査 役 | 藪 口 隆 ㊞   |
| 社 外 監 査 役 | 竹 内 定 夫 ㊞ |
| 社 外 監 査 役 | 富 岡 達 ㊞   |

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考え、安定配当の実現を目指しております。

第85期の期末配当につきましては、当期の業績、内部留保の状況、将来の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金7円 総額229,248,131円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成30年6月25日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役9名全員は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の見直しに伴い2名減員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                             | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況<br>(選任理由)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社株式の数 |
|-------|--------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | <div>再任</div> <div>よし だ ゆう じ<br/>吉 田 裕 司</div> <div>(昭和32年12月5日生)</div>  | 昭和57年4月 当社入社<br>平成16年7月 当社 大阪本店営業第1部長<br>平成19年2月 当社 大阪土木事業本部副本部長<br>兼営業統括部長<br>平成20年4月 当社 土木事業本部副本部長兼営業統括部長<br>平成20年6月 当社 執行役員 土木事業本部副本部長<br>兼営業統括部長<br>平成25年4月 当社 執行役員 土木事業本部副本部長<br>平成25年6月 当社 取締役 常務執行役員<br>土木事業本部副本部長<br>平成26年4月 当社 取締役 専務執行役員<br>全社統括、資材部担当、安全統括部担当<br>平成27年4月 当社 代表取締役 社長【現任】<br><br>(選任理由)：各事業分野において施工・営業面で精通していることに加え、当社経営幹部としてリーダーシップを発揮し、適正かつ適切な経営の意思決定を行っていることから引き続き取締役候補者としております。 | 87,700株    |
| 2     | <div>再任</div> <div>ひら おか みつ あき<br/>平 岡 三 明</div> <div>(昭和32年2月4日生)</div> | 平成18年3月 (株)りそな銀行 東京公務部長<br>平成20年4月 (株)埼玉りそな銀行 執行役員<br>埼玉東地域営業本部長<br>平成22年6月 (株)近畿大阪銀行 常勤監査役<br>平成24年6月 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)<br>常勤監査役<br>平成25年6月 当社 取締役 専務執行役員 経営企画統括<br>平成27年4月 当社 代表取締役 専務執行役員<br>経営企画統括【現任】<br>平成28年6月 シキボウ(株) 社外取締役(監査等委員)【現任】<br><br>(選任理由)：経営企画および財務分野ならびに総務・人事分野等で豊富な経験と知識を有しており、当社経営幹部として適正かつ適切な経営の意思決定を行っていることから引き続き取締役候補者としております。                                                     | 17,200株    |



| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                    | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況<br>(選任理由)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 6          | <div>再任 独立社外</div> <div>なか じま のり ゆき<br/>中 嶋 規 之</div> <div>(昭和28年 9 月29日生)</div> | <p>平成18年 6 月 大阪瓦斯(株) 執行役員 導管事業部長<br/> 平成20年 6 月 同 常務取締役 導管事業部長<br/> 平成21年 6 月 同 取締役 常務執行役員 技術開発本部長<br/> 平成25年 4 月 (株)リキッドガス (現・大阪ガスリキッド(株))<br/> 取締役会長<br/> 平成25年 6 月 大阪瓦斯(株) 顧問<br/> 平成27年 6 月 当社 社外取締役【現任】<br/> 平成29年 4 月 大阪瓦斯(株) 参与【現任】</p> <p>(選任理由)：平成27年に当社の社外取締役就任以来、独立<br/> 的な立場で、これまで培ってきた職務経験、経営経<br/> 験を踏まえた幅広い見識をもって取締役会運営に貴<br/> 重な意見を付す等、職務を適切に遂行していること<br/> から引き続き社外取締役候補者としております。</p> | - 株               |
| 7          | <div>再任 社外</div> <div>にし の みのもる<br/>西 野 實</div> <div>(昭和25年 8 月16日生)</div>       | <p>平成15年 6 月 (株)リそなホールディングス 執行役<br/> 平成15年11月 (株)長谷工コーポレーション 参与<br/> 平成16年 6 月 同 取締役<br/> 平成19年 6 月 同 代表取締役常務執行役員<br/> 平成22年 4 月 同 代表取締役専務執行役員<br/> 平成27年 6 月 同 顧問<br/> 平成28年 6 月 当社 社外取締役【現任】<br/> 平成30年 4 月 (株)長谷工コーポレーション 特別参与【現任】</p> <p>(選任理由)：平成28年に当社の社外取締役就任以来、これ<br/> まで培ってきた職務経験、経営経験を踏まえた幅広<br/> い見識をもって取締役会運営に貴重な意見を付す<br/> 等、職務を適切に遂行していることから、引き続き<br/> 社外取締役候補者としております。</p>             | - 株               |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 中嶋規之氏および西野 實氏は社外取締役候補者であります。
3. 中嶋規之氏および西野 實氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役とし  
ての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって中嶋規之氏が3年、西野 實氏が2年となります。
4. 当社は中嶋規之氏および西野 實氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で  
定める限度まで限定する契約を締結しており、両氏が再任された場合は、両氏との間で当該契約を継  
続する予定であります。
5. 西野 實氏は、過去5年以内において当社の特定関係事業者である(株)長谷工コーポレーションの業務  
執行者でありました。
6. 当社は中嶋規之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再任され  
た場合は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。なお、中嶋規之氏が参与を務める大阪瓦斯(株)  
は当社の取引先であります。当事業年度(第85期)におきましては同社との取引実績は無いことから  
、十分に独立性を有していると判断しております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

本定時株主総会開始の時をもって、平成29年6月23日開催の第84回定時株主総会において選任された補欠監査役の選任の効力が失われますので、改めて、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。  
補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位および重要な兼職の状況<br>(選任理由)                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| うえ やま えつ や<br>上 山 悦 也<br>(昭和29年3月27日生) | 昭和51年4月 当社入社<br>平成元年1月 当社 総務部秘書課長<br>平成14年6月 当社 人材統括室長<br>平成18年6月 当社 C S R統括室長<br>平成19年2月 当社 総務人事部統括部長<br>平成22年6月 当社 執行役員 経営企画副統括兼総務人事部統括部長<br>平成27年4月 当社 常務執行役員<br>経営企画副統括（総務人事部担当）【現任】<br><br>(選任理由)：当社の業務全般に精通していること、また、コンプライアンスの意識が高く、客観的に公正な視点から意見形成ができる能力を有していることから適任であると判断し、補欠監査役候補者としております。 | 33,000株           |

- (注) 1. 上山悦也氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 上山悦也氏は、監査役田阪治樹氏の補欠の監査役候補者であります。

以 上

## 株主総会会場ご案内



■会場 阪急グランドビル26階

■会場（26階）へは阪急グランドビル内高層階用  
エレベーターをご利用ください。

阪急梅田駅 徒歩約2分

J R大阪駅 徒歩約1分

阪神梅田駅 徒歩約3分

地下鉄御堂筋線梅田駅 徒歩約1分

地下鉄谷町線東梅田駅 徒歩約2分



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。